

仕 様 書

仕 様 書 番 号	2 7
仕様書作成年月日	令和8年1月30日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 C 8 0 5 0 0
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	後藤 佑紀
品 名	産業廃棄物収集運搬処分（混合廃棄物）
予 定 数 量	1 6 5 m ³

- 1 件 名
産業廃棄物収集運搬処分（混合廃棄物）
- 2 概 要
陸上自衛隊福島駐屯地から発生する産業廃棄物（混合廃棄物）の収集運搬処理を実施するもの。
- 3 内容及び予定数量
内 容：混合廃棄物
予定数量：1 6 5 m³
- 4 期間及び収集場所
期 間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間。
収集場所：陸上自衛隊福島駐屯地内
- 5 収集要領
 - (1) 細部は官側と協議すること。
 - (2) 指定された場所で収集し、処理後の清潔を保つこと。
 - (3) 実施に当たっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守すること。また、必要ある届出等は、請負者の負担において実施する。
- 6 検 査
検査は収集作業終了後の状況確認及びマニフェストE票（写し）の提出をもって実施すること。
- 7 その他
役務履行中において本仕様書に記載されていない事項については、監督官の指示を受けて実施すること。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	2 8
仕様書作成年月日	令和 8 年 1 月 3 0 日
調 達 要 求 番 号	5 N Q 0 1 C 8 0 5 0 1
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	後藤 佑紀
品 名	一般廃棄物収集処分（事業系一般可燃物）
予定数量（単位）	5 0 , 0 0 0 kg

1 件 名

一般廃棄物収集処分（事業系一般可燃物）

2 概 要

陸上自衛隊福島駐屯地から発生する事業系一般可燃物の収集処分を実施するもの。

3 内容及び予定数量

内 容：事業系一般可燃物（但し、残飯類は含まないものとする）※福島市指定物
予定数量：年間 約 5 0 , 0 0 0 kg

4 期間及び収集場所

期 間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間
収集場所：陸上自衛隊福島駐屯地 ごみ集積所及び監督官の指示する場所。

5 収集要領

- (1) 週 1 回を基準とし、細部は監督官と協議すること。
- (2) 収集日が処理場の閉鎖日又は荒天時等止むを得ない事情により収集できないときは、事前に監督官に通報し、その指示を受けること。
- (3) 指定された場所で収集し、処理後の清潔を保つこと。
- (4) 収集数量の証明は、計量表及び収集伝票をもって行う。

6 その他

役務履行中において本仕様書に記載されていない事項については、監督官の指示を受けて実施すること。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	2 9
仕様書作成年月日	令和 8 年 1 月 3 0 日
調 達 要 求 番 号	5 N Q 0 1 C 8 0 5 0 2
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	後藤 佑紀
品 名	一般廃棄物収集処分（草・木屑）
予定数量（単位）	8 0 , 0 0 0 kg

1 件 名

一般廃棄物収集処分（草・木屑）

2 概 要

陸上自衛隊福島駐屯地から発生する一般廃棄物（草・木屑）の収集処分を実施するもの。

3 内容及び予定数量

内 容：草、木屑（枝）※福島市処分場への搬入条件を満たしているもの

予定数量：年間約 8 0 , 0 0 0 kg

4 期間及び収集場所

期 間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間

収集場所：陸上自衛隊福島駐屯地内で監督官が指定した場所

5 収集要領

- (1) 細部は監督官と協議するものとする。
- (2) 収集日が処理場の閉鎖日又は荒天時等止むを得ない事情により収集できないときは、事前に監督官に通報しその指示を受けること。
- (3) 指定された場所で収集し、処理後の清潔を保つこと。
- (4) 収集数量の証明は、計量表及び収集伝票をもって行う。

6 その他

役務履行中において本仕様書に記載されていない事項については、監督官の指示を受けて実施すること。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	2 4
仕様書作成年月日	令和8年2月4日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 C 8 0 5 0 4
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	後藤 佑紀
件 名	浄化槽汚泥汲取（駐屯地）
予 定 数 量	2 1 0 m ³

1 件 名

浄化槽汚泥汲取（駐屯地）

2 適用範囲

陸上自衛隊福島駐屯地が管理する浄化槽の汚泥汲取を実施するもの。

3 場所及び予定数量

場 所：福島駐屯地 浄化槽（1，600人槽）

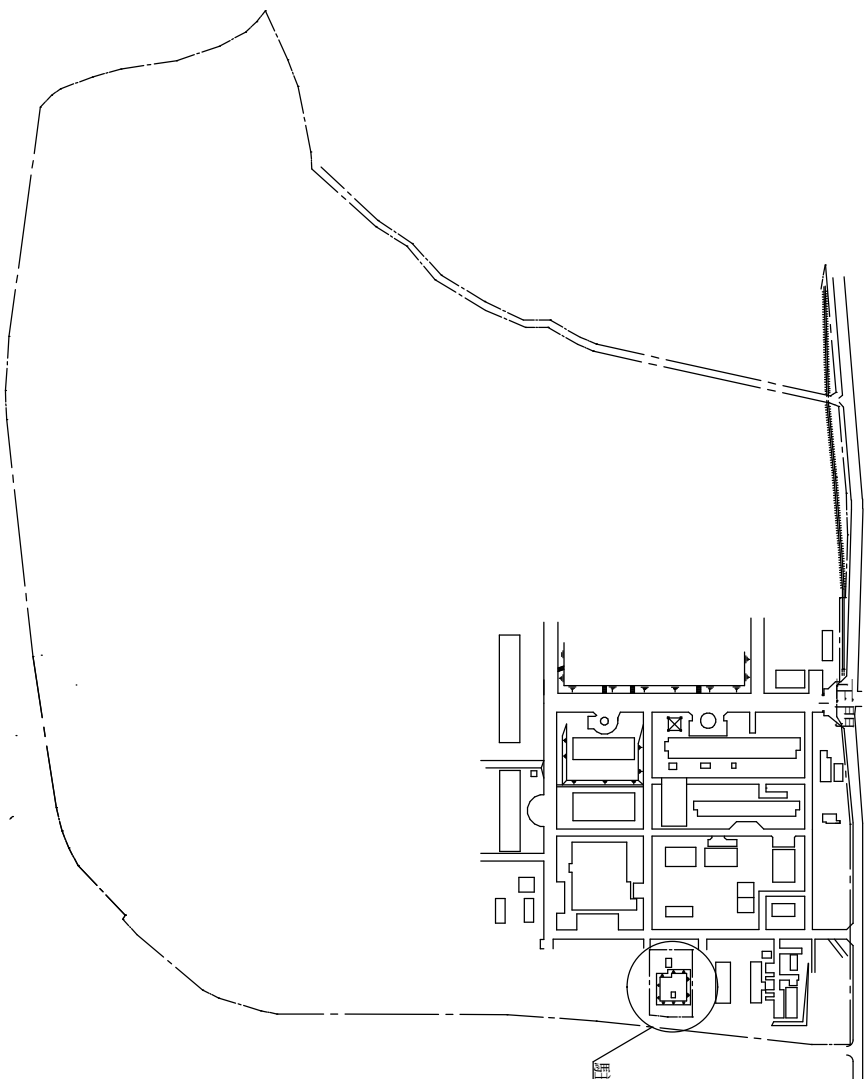
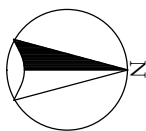
予定数量：汚泥 年間約210 m³（約17.5 m³／月×12ヶ月）

4 収集要領

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間実施すること。
- (2) 請負者は、監督官の指示を受けて実施すること。
- (3) 指定された場所で収集し、処理後の汚染させた場合には清掃すること。
- (4) 収集数量の証明は、計量表及び収集伝票を監督官に提出すること。
- (5) 浄化槽維持のため必要な給水を行うこと。

5 その他

役務履行中において本仕様書に記載されていない事項については、監督官の指示を受けて実施すること。



駐屯地浄化槽（長形槽型）気式 1600人槽

役 務 名 称		図面 番号	縮 尺
図 面 名 称		駐屯地配置図	

陸上自衛隊福島駐屯地

令和 8 年 2 月

仕 様 書

仕 様 書 番 号	第 3 号
作 成 年 月 日	令和8年2月5日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 C 9 0 0 0 3
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊 補給科
件 名	一般廃棄物収集運搬処理料（残飯・残菜）
単 位	k g
予 定 数 量	4 5 , 0 0 0

1 適用範囲

本仕様書は、一般廃棄物収集運搬処理について規定し福島駐屯地で実施する場合に適用する。

2 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 一般廃棄物の内容

- (1) 残 飯
- (2) 残 菜

4 収集場所

陸上自衛隊福島駐屯地 食堂

5 収集日

- (1) 収集日は、祝日・土曜日・日曜日を除く官側が指定した日とする。
- (2) 収集日は処理場の閉鎖日又は荒天時等止むを得ない事情により収集出来ない時は、事前に官側に通報しその指示を受けること。

6 収集要領

- (1) 収集する車両は、当日の作業前に官側に空車である事の確認を受けること。
- (2) 収集業者は、官側の指示を受けて実施すること。
- (3) 指定された場所で収集し、処理後の清潔を保つこと。
- (4) 収集後は、そのまま処理場に搬入することを原則とし、収集場所から処理場までの間、第三者の廃棄物を混入しないこと。
- (5) 収集場に搬入後、速やかに計量表を官側に提出すること。

7 その他

- (1) 役務履行中において、本仕様書に記載されてない事項については、官側の指示を受けて実施すること。
- (2) その他疑義がある場合は、契約担当者等に申し出て、協議するものとする。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	第 4 号
作 成 年 月 日	令和 8 年 2 月 5 日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 C 9 0 0 0 4
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊 補給科
件 名	油水分離槽清掃役務
単 位	m ³
予 定 数 量	9

1 適用範囲

本仕様書は、油水分離槽清掃役務について規定し、福島駐屯地で実施する場合に適用する。

2 期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

3 役務施行場所

陸上自衛隊福島駐屯地隊員食堂横の油水分離槽 1 基

4 施行要領

- (1) 油水分離槽内の清掃は、上部油水及び下部沈殿汚泥を汲み取り、分離槽内の壁及び仕切り板を洗浄する。
- (2) 請負業者持ち込みのバキューム車により吸引して実施する。
- (3) 清掃作業は、官側の指定する日の 0 7 3 0 から 0 8 3 0 の時間帯を基準とする。

5 作業の監督

清掃作業を実施する場合は、事前に官側監督官と日時等の調整をし、官側監督官立会のもと実施すること。

6 契約相手側負担

- (1) 作業監督者及び作業員
- (2) 清掃作業に使用する機械、器具、資材等及び消耗品

7 実施上の一般事項

- (1) 清掃作業に当たっては、常に官側監督の指示に従うものとする。
- (2) 設備等の不良箇所を発見した場合は、速やかに官側監督官に届け出る。
- (3) 設備等に損害を与えた場合は、速やかに官側監督官に報告し、契約相手側負担で現状に復帰すること。
- (4) 災害予防については、十分な対策を講じて実施する。万が一突発事故等が発生した場合は、速やかに官側監督官に報告するとともに契約相手側の責任において処置する。
- (5) 吸引した油汚泥等は、指定された処分場で確実に処分し、マニフェスト（A・B 2・D・E 票）を提出する。
- (6) その他疑義がある場合は、契約担当官等に申し出て、協議するものとする。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	第 5 号
作 成 年 月 日	令和8年2月5日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 C 9 0 0 0 5
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊 補給科
件 名	産業廃棄物収集運搬処理料（廃プラスチック類）
単 位	m ³
予 定 数 量	1 6

1 適用範囲

本仕様書は、産業廃棄物収集運搬処理について規定し福島駐屯地で実施する場合に適用する。

2 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 産業廃棄物の内容

廃プラスチック類

4 収集場所

陸上自衛隊福島駐屯地 食堂

5 収集日

- (1) 収集日は、祝日・土曜日・日曜日を除く官側が指定した日とする。
- (2) 収集日は処理場の閉鎖日又は荒天時等止むを得ない事情により収集出来ない時は、事前に官側に通報しその指示を受けること。

6 収集要領

- (1) 収集する車両は、当日の作業前に官側に空車である事の確認を受けること。
- (2) 収集業者は、官側の指示を受けて実施すること。
- (3) 指定された場所で収集し、処理後の清潔を保つこと。
- (4) 収集後は、そのまま処理場に搬入することを原則とし、収集場所から処理場までの間、第三者の廃棄物を混入しないこと。
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分する。
- (6) マニフェスト（A・B2・D・E票）を提出する。

7 その他

- (1) 役務履行中において、本仕様書に記載されていない事項については、官側の指示を受けて実施すること。
- (2) その他疑義がある場合は、契約担当者等に申し出て、協議するものとする。

調達要求番号:6NQ01C90012

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物収集運搬処理 (混合廃棄物)		第 7 号	
		作 成	令 和 8 年 2 月 16 日
		変 更	
		作成部隊等名	福島駐屯地業務隊補給科

1 総則

適用範囲

この仕様書は、福島駐屯地業務隊において実施する産業廃棄物収集運搬処理(混合廃棄物)について規定する。

2 件 名

産業廃棄物収集運搬処理(混合廃棄物)

3 産業廃棄物の内容

混合廃棄物 48m³

内訳:鉄、廃プラスチック、木、ゴム、ガラス等の混在したもの

4 収集場所

陸上自衛隊 福島駐屯地業務隊内 管理官倉庫南側及び愛宕山

5 収 集 日

収集日は、業者と官側の調整とする。

6 収集要領

- (1) 収集後は、処分場に搬入し、中間において第三者の廃棄物を混入しないこと。
- (2) 収集業者は、官側の指示を受けて搬出を実施する。

7 監督及び検査

役務履行に対し監督を実施し、役務終了後検査する。

8 その他

- (1) 最終処分完了は令和9年3月31日(水)までにマニフェストのE票を業務隊補給科へ送付完了させること。業務隊担当者がマニフェストE票の確認後、役務の終了とする。
- (2) 本仕様書に関し、疑義がある場合は、当該係官に連絡し、指示を受けること。

調達要求番号:6NQ01C90013

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
一般廃棄物収集運搬処理（木屑）	第 8 号	
	作 成	令 和 8 年 2 月 16 日
	変 更	
	作成部隊等名	福島駐屯地業務隊補給科

1 総則

適用範囲

この仕様書は、福島駐屯地業務隊において実施する一般廃棄物収集運搬処理（木屑）について規定する。

2 件 名

一般廃棄物収集運搬処理（木屑）

3 一般産業廃棄物の内容

木屑 約10,000Kg

4 収集場所

陸上自衛隊 福島駐屯地業務隊 補給科 管理官倉庫南側及び愛宕山周辺

5 収 集 日

収集日は、業者と官側の調整とする。

6 収集要領

- (1) 収集後は、処分場に搬入し、中間において第三者の廃棄物を混入しないこと。
- (2) 収集業者は、官側の指示を受けて搬出を実施する。

7 監督及び検査

役務履行に対し監督を実施し、役務終了後検査する。

8 その他

- (1) 本仕様書に関し、疑義がある場合は、当該係官に連絡し、指示を受けること。